

2 民間給与関係資料

平成30年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、府の一般職の職員の給与を検討するため、平成30年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

京都府人事委員会、人事院及び京都市人事委員会等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の府内の民間事業所 1,013事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職に相当する職種22職種 その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を地域、産業、規模等によって24層に層化し、これらの層から245事業所を無作為に抽出（層化無作為抽出法）し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は第13表その1のとおりである。

イ 従業員の抽出

調査対象は、常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者とし、臨時の者及び役員等を除外して抽出した。

これらの従業員数は第13表その2のとおりである。

(5) 集 計

総計及び平均の算出に際しては、得られた調査結果を上記(3)のアに示す母集団に復元して行った。

第13表 職種別民間給与実態調査の対象

その1 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模	規 模 計		
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	事業所 227	事業所 90	事業所 94	事業所 43
農業, 林業, 漁業, 鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業	12	6	1	5
製造業	87	32	37	18
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業	37	18	11	8
卸売業, 小売業	24	7	13	4
金融業, 保険業, 不動産業, 物品賃貸業	10	6	3	1
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業	57	21	29	7

(注) 1 上記のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1事業所、調査不能の事業所が17事業所あった。

2 調査対象事業所245事業所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した1事業所を除いた244事業所に占める調査完了事業所の割合（調査完了率）は、93.0%である。

その2 産業別調査従業員数

産 業	項 目	調査対象 事業所の 従業員数	調 査 完 了 事 業 所			
			従業員数	調査対象 職種該当 従業員数	調査実人員	うち初任給 関係職種
産 業 計		人 160,174	人 42,208	人 21,434	人 14,013	人 1,166
	農業, 林業, 漁業, 鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業	2,648	1,250	699	650	18
	製造業	65,863	22,055	11,948	7,143	640
	電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業	20,914	4,977	1,739	1,319	81
	卸売業, 小売業	8,603	3,576	1,676	1,317	126
	金融業, 保険業, 不動産業, 物品賃貸業	7,166	1,567	1,119	605	24
	教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業	54,980	8,783	4,253	2,979	277

第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴 (新規学卒者)	規 模 計				
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満		
事務員・技術者計	大 学 卒	210,055	213,462	207,034	197,658	
	短 大 卒	178,129	182,768	173,807	194,373	
	高 校 卒	163,922	163,760	163,445	167,709	
	事 務 員	大 学 卒	206,442	210,184	201,726	199,072
		短 大 卒	174,342	178,864	170,102	205,000
		高 校 卒	163,709	165,404	160,612	162,036
	技 術 者	大 学 卒	217,956	223,376	215,122	193,017
		短 大 卒	182,636	188,949	177,921	192,248
		高 校 卒	163,987	163,401	165,902	172,341

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所について平均したもの）で、職員の地域手当のように一律に支給される給与を含めた額である。
 2 時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除外した額である。
 3 事務員と技術者のみを対象としたものである。

第15表 民間における初任給の改定状況

学 歴	企 業 規 模	項 目	新規学卒者の 採 用 有 り	初 任 給 の 改 定 状 況			採 用 な し
				増 額	据 置 き	減 額	
				%	%	%	
大 学 卒	規 模 計	規 模 計	34.7	(38.3)	(61.7)	—	65.3
		500人以上	28.5	(47.5)	(52.5)	—	71.5
		100人以上500人未満	43.7	(33.1)	(66.9)	—	56.3
		100人未満	25.1	(38.5)	(61.5)	—	74.9
高 校 卒	規 模 計	規 模 計	18.0	(46.9)	(53.1)	—	82.0
		500人以上	17.2	(47.8)	(52.2)	—	82.8
		100人以上500人未満	17.9	(52.5)	(47.5)	—	82.1
		100人未満	19.9	(32.3)	(67.7)	—	80.1

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
 2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100%とした割合である。

第16表 民間における給与改定の状況

役職段階	項目		ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
	ベースアップ 実 施				
		%	%	%	%
係 員	33.8		11.5	-	54.7
課 長 級	26.8		9.8	0.4	63.0

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第17表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	項目	定期昇給 制度あり					定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
		定期昇給 実 施	増 額			減 額		
			増 額	減 額	変化なし			
		%	%	%	%	%	%	
係 員		91.0	91.0	27.0	2.8	61.2	-	9.0
課 長 級		80.9	80.5	23.0	2.1	55.4	0.4	19.1

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第18表 民間における昇給制度の状況

役職段階	項目	昇給制度 あ り				昇給制度 な し
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
	企業規模	%	%	%	%	%
係 員	規模計	92.1	45.5	79.4	59.1	7.9
	500人以上	97.2	50.3	77.5	63.7	2.8
	100人以上500人未満	90.4	45.9	82.0	58.0	9.6
	100人未満	84.8	31.6	77.0	49.7	15.2
課 長 級	規模計	83.7	38.0	78.9	59.5	16.3
	500人以上	84.8	40.4	74.9	66.6	15.2
	100人以上500人未満	85.2	41.2	80.9	54.8	14.8
	100人未満	76.5	19.8	83.2	55.4	23.5

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第19表 企業規模別、職種別、年齢階層別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種（事務・技術関係職種）

企業規模 項目 職種名	規 模 計			500人以上			100人以上500人未満			100人未満		
	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額
	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円
支店長	31	53.0	715,493	26	53.2	737,708	3	49.9	676,936	2	57.0	479,350
工場長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32～35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36～39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40～43	*	-	*	*	-	*	-	-	-	-	-	-
44～47	2	-	597,142	*	-	*	-	*	-	*	-	-
48～51	7	-	687,581	7	-	687,581	-	-	-	-	-	-
52～55	9	-	677,908	8	-	651,985	*	-	*	-	-	-
56～59	12	-	791,461	9	-	844,634	*	-	*	2	-	479,350
60～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大学卒	26	53.3	754,504	23	53.1	756,054	2	54.0	803,042	*	*	*
短大卒	3	50.2	536,548	2	56.7	585,147	*	*	*	-	-	-
高校卒	2	53.6	391,453	*	-	*	-	-	-	*	*	*
中学卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務部長	670	52.2	686,894	381	53.1	773,029	252	51.0	571,666	37	51.0	510,090
技術部長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	*	-	*	-	-	-	*	-	*	-	-	-
32～35	*	-	*	-	-	-	*	-	*	-	-	-
36～39	14	-	526,610	3	-	656,752	11	-	493,558	-	-	-
40～43	29	-	562,834	12	-	667,295	15	-	500,171	2	-	492,247
44～47	73	-	588,744	27	-	696,008	37	-	532,072	9	-	446,671
48～51	155	-	692,397	92	-	783,085	56	-	568,468	7	-	499,112
52～55	196	-	714,265	125	-	783,593	61	-	589,469	10	-	520,064
56～59	195	-	724,109	120	-	784,794	66	-	613,790	9	-	574,691
60～	6	-	670,345	2	-	749,918	4	-	633,859	-	-	-
大学卒	541	52.1	714,130	336	53.1	791,738	186	50.2	579,023	19	52.7	548,313
短大卒	49	52.2	576,419	17	51.6	665,430	25	53.8	553,558	7	47.4	459,033
高校卒	73	52.8	557,558	25	53.9	593,247	38	52.6	553,021	10	50.7	469,771
中学卒	7	53.7	539,954	3	55.3	599,067	3	55.0	487,333	*	*	*
事務部次長	344	50.5	593,027	170	51.5	656,368	144	49.2	507,809	30	48.1	468,280
技術部次長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	*	-	*	-	-	-	*	-	*	-	-	-
32～35	2	-	399,142	-	-	-	2	-	399,142	-	-	-
36～39	10	-	476,150	2	-	603,863	8	-	444,097	-	-	-
40～43	33	-	521,534	15	-	583,090	11	-	449,888	7	-	465,591
44～47	59	-	539,644	23	-	624,680	30	-	472,263	6	-	458,562
48～51	96	-	596,558	52	-	648,355	34	-	523,052	10	-	462,815
52～55	83	-	620,342	37	-	683,655	41	-	540,142	5	-	464,870
56～59	58	-	647,358	39	-	678,613	17	-	552,634	2	-	542,961
60～	2	-	617,666	2	-	617,666	-	-	-	-	-	-
大学卒	266	50.6	608,347	139	51.5	662,000	111	49.1	523,068	16	47.9	486,105
短大卒	26	46.9	504,068	10	46.7	592,819	11	46.0	450,601	5	49.6	459,388
高校卒	50	51.2	537,498	20	52.4	634,829	22	51.2	453,545	8	47.0	445,663
中学卒	2	56.1	435,754	*	*	*	-	-	-	*	*	*
事務課長	1,656	48.5	554,483	1,047	48.8	591,741	505	47.7	476,380	104	48.1	446,731
技術課長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	*	-	*	*	-	*	-	-	-	-	-	-
28～31	5	-	427,964	2	-	524,136	3	-	381,606	-	-	-
32～35	18	-	452,385	5	-	500,984	12	-	426,689	*	-	*
36～39	71	-	473,428	27	-	534,801	35	-	408,065	9	-	408,012
40～43	215	-	523,452	126	-	570,256	67	-	440,362	22	-	411,901
44～47	384	-	543,303	228	-	584,893	137	-	461,543	19	-	436,762
48～51	435	-	574,293	309	-	599,240	108	-	507,483	18	-	429,823
52～55	320	-	575,009	223	-	606,862	81	-	487,485	16	-	463,274
56～59	200	-	585,336	123	-	609,565	58	-	543,785	19	-	520,982
60～	7	-	415,211	3	-	495,293	4	-	375,000	-	-	-
大学卒	1,215	48.0	565,035	801	48.3	595,093	361	47.1	491,650	53	47.8	447,581
短大卒	127	49.0	514,589	65	49.6	570,260	51	48.3	448,984	11	48.3	477,621
高校卒	312	50.7	522,129	181	51.5	580,494	91	49.8	432,400	40	48.4	437,115
中学卒	2	47.0	415,500	-	-	-	2	47.0	415,500	-	-	-

企業規模 項目 職種名	規 模 計			500人以上			100人以上500人未満			100人未満		
	調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額	調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額	調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額	調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額
	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円
事務課長代理 技術課長代理	484	47.0	496,287	312	46.9	492,380	160	46.9	514,390	12	48.0	352,710
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	*		*	*		*						
32～35	18		452,452	13		440,276	5		485,650	-		-
36～39	52		422,419	31		440,597	19		400,123	2		278,500
40～43	84		463,614	58		475,222	23		449,303	3		315,492
44～47	114		479,594	76		489,439	38		459,440	-		-
48～51	102		537,187	57		512,074	42		586,768	3		402,579
52～55	58		535,419	39		514,414	18		596,002	*		*
56～59	55		540,350	37		530,680	15		588,252	3		404,366
60～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大学卒	319	46.1	516,546	202	46.0	501,150	110	46.3	558,014	7	47.3	370,473
短大卒	64	46.4	450,269	34	46.5	465,380	29	46.5	437,249	*	*	*
高校卒	96	50.3	453,352	73	50.2	476,941	19	50.7	386,920	4	51.0	341,213
中学卒	5	55.5	426,257	3	55.8	463,804	2	55.0	369,500	-	-	-
事務係長 技術係長	1,736	45.1	407,822	1,102	45.6	421,890	510	43.4	366,491	124	44.7	349,957
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	2		233,500	-		-	2		233,500	-		-
28～31	40		308,411	22		315,341	12		294,509	6		284,385
32～35	179		343,294	84		352,629	84		324,876	11		346,350
36～39	234		381,260	143		389,100	76		354,419	15		367,489
40～43	275		400,180	153		420,846	99		348,864	23		341,299
44～47	311		415,307	191		432,622	92		371,226	28		348,242
48～51	263		439,188	184		448,091	67		411,912	12		341,218
52～55	260		441,030	197		449,308	43		410,901	20		365,572
56～59	163		438,314	121		446,047	35		410,203	7		376,546
60～	9		348,204	7		344,855	-		-	2		361,000
大学卒	1,045	43.6	412,508	650	44.1	423,971	333	42.0	377,509	62	42.6	358,520
短大卒	210	45.5	375,814	104	45.5	386,628	86	45.9	359,398	20	43.6	337,434
高校卒	467	49.2	412,657	343	49.9	431,620	84	46.0	334,697	40	48.2	341,394
中学卒	14	47.2	339,112	5	47.6	374,513	7	46.7	291,859	2	48.0	380,844
事務主任 技術主任	1,513	39.6	321,483	764	39.2	328,275	650	40.3	317,068	99	39.5	274,565
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	26		231,937	13		218,447	11		273,311	2		240,000
28～31	241		284,203	123		281,185	98		294,797	20		254,621
32～35	277		301,301	152		299,582	106		307,102	19		285,295
36～39	224		319,657	99		332,938	111		309,825	14		277,773
40～43	241		341,938	114		366,027	114		321,887	13		270,325
44～47	194		340,850	99		361,052	85		317,777	10		279,951
48～51	141		358,656	86		373,305	46		336,190	9		286,054
52～55	95		365,379	48		386,526	39		347,194	8		301,332
56～59	71		357,303	29		352,711	40		364,781	2		281,817
60～	3		253,023	*		*	-		-	2		218,200
大学卒	1,023	37.8	323,021	539	37.4	324,181	429	38.4	325,257	55	37.2	282,784
短大卒	186	43.8	312,485	66	44.2	334,398	94	43.9	308,909	26	41.7	258,947
高校卒	296	44.5	321,751	158	44.4	342,767	120	44.9	296,327	18	43.0	272,090
中学卒	8	35.4	268,880	*	*	*	7	34.0	253,684	-	-	-
事務係員 技術係員	4,964	36.9	294,282	2,781	37.4	307,272	1,820	36.0	271,478	363	36.1	242,815
～19歳	19		172,518	9		174,820	7		163,598	3		193,185
20～23	242		206,512	130		208,193	92		204,486	20		198,914
24～27	982		239,262	522		244,069	377		232,585	83		219,192
28～31	799		266,361	420		277,930	334		244,076	45		243,253
32～35	595		292,023	322		306,543	236		261,915	37		241,843
36～39	454		303,259	228		322,936	190		270,453	36		256,934
40～43	446		317,552	229		332,711	176		298,917	41		259,709
44～47	505		329,103	306		340,511	166		310,657	33		252,323
48～51	424		345,456	276		352,678	118		332,341	30		284,651
52～55	289		358,790	179		371,847	84		342,771	26		252,322
56～59	194		380,688	147		390,944	38		350,893	9		246,603
60～	15		368,219	13		382,830	2		278,050	-		-
大学卒	2,963	34.2	293,294	1,565	34.2	303,449	1,215	34.4	276,548	183	32.7	250,048
短大卒	692	39.7	281,456	342	40.2	294,133	278	39.2	269,972	72	38.3	235,926
高校卒	1,286	42.2	302,725	866	43.1	319,830	316	39.3	254,280	104	40.0	235,154
中学卒	23	38.0	295,361	8	38.7	329,530	11	32.3	234,833	4	49.3	228,951

- (注) 1 平均給与月額とは、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。(その2、その3において同じ。)
- 2 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(その2、その3において同じ。)
- 3 平均年齢及び平均給与月額は、得られた調査結果を調査対象事業所に勤務する調査対象職種当該従業員数に復元して算出した。(その2において同じ。)

(参考) 調査職種の該当要件

職 種		要 件
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長 工場長	構成員50人以上の支店(社)・工場の長(取締役兼任者を除く。)
	事務部長 技術部長	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	事務部次長 技術部次長	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	事務課長 技術課長	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	事務課長代理 技術課長代理	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	事務係長 技術係長	係の長及び係長級専門職
	事務主任 技術主任	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
	事務係員 技術係員	上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員・技術者

(注) 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいい、「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいい、「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

(参考) 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表	府内の民間事業所		
	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模50人以上100人未満の事業所
10級	部長等	/	/
9級			
8級	課長	部長等	部長等
7級			
6級	課長代理	課長	課長
5級			
4級	係長	課長代理	課長代理
3級			
2級	主任	主任	主任
1級			
	係員	係員	係員

(注) 部長等には、支店長・工場長、部次長を含む。

その2 給与比較の対象外職種（企業規模計）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平均給与月額	備 考
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	2	27.5	193,861	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において 業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	4	54.4	413,672	
	守 衛	*	*	*	
	用 務 員	-	-	-	
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	24	61.9	852,907	
	大 学 教 授	121	58.7	693,920	
	大 学 准 教 授	96	49.3	588,222	
	大 学 講 師	53	46.0	469,773	
	大 学 助 教	11	41.8	435,228	
	高 等 学 校 校 長	5	59.0	803,155	
	高 等 学 校 教 頭	7	53.9	645,659	
	高 等 学 校 教 諭	100	44.1	486,347	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	-	-	-	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室(係)以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者
	研 究 部（課）長	57	50.3	609,955	
	研 究 室（係）長	14	43.8	540,276	
	主 任 研 究 員	51	38.8	427,275	
	研 究 員	141	34.1	345,588	
	研 究 補 助 員	-	-	-	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副 院 長	6	60.0	1,399,616	
	医 科 長	16	48.6	1,080,176	
	医 師	22	46.8	1,078,937	
	歯 科 医 師	-	-	-	
	薬 局 長	7	50.0	426,076	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	49	34.7	296,588	
	診 療 放 射 線 技 師	51	41.2	328,096	
	臨 床 検 査 技 師	52	39.5	295,181	
	栄 養 士	35	36.8	263,966	
	理 学 療 法 士	99	31.4	267,348	
	作 業 療 法 士	62	32.6	248,026	
	総 看 護 師 長	6	53.6	575,531	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師 長	53	49.1	428,097	
看 護 師	228	38.4	305,481		
准 看 護 師	75	47.2	284,720		

その3 再雇用者（企業規模計）

職 種 名		調 査 員	平 均 年 齢	平 給 与 月 額	備 考
		人	歳	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 ・ 工 場 長	-	-	-	その1の(参考)調査職種 の該当要件を参照
	60歳男性	-	-	-	
	事 務 ・ 技 術 部 長	20	63.0	506,279	
	60歳男性	4	-	406,829	
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	12	61.3	344,826	
	60歳男性	4	-	225,893	
	事 務 ・ 技 術 課 長	28	61.8	354,418	
	60歳男性	8	-	311,092	
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	8	63.0	306,431	
	60歳男性	-	-	-	
	事 務 ・ 技 術 係 長	10	62.2	296,160	
	60歳男性	2	-	315,150	
	事 務 ・ 技 術 主 任	-	-	-	
	60歳男性	-	-	-	
事 務 ・ 技 術 係 員	358	62.2	242,135		
60歳男性	68	-	218,753		

第20表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない(検討も行っていない)	配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
		[11.3%]	[13.7%]	[75.0%]		
78.5%	(87.1%)				(12.9%)	21.5%

- (注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100%とした割合である。
 2 [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100%とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,988円
配偶者と子1人	18,724円
配偶者と子2人	24,035円

- (注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第21表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	57.4%
非支給	42.6%

借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層	{ 30,000円以上 31,000円未満
-------------------------------	--------------------------

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、30,000円である。

第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	部長級（非役員）		課長級		係員	
		一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
		%	%	%	%	%	%
	規模計	47.8	52.2	51.8	48.2	56.6	43.4
	500人以上	45.5	54.5	47.1	52.9	55.2	44.8
	100人以上500人未満	54.5	45.5	60.1	39.9	63.9	36.1
	100人未満	41.4	58.6	39.7	60.3	41.2	58.8